

別添

「九州自然歩道 Web シェルパ事業」ロゴ使用規程

（目的）

第1条 この規程は、「九州自然歩道 Web シェルパ事業」ロゴ（以下「ロゴ」という。）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴに関する権利）

第2条 ロゴに関する権利は、佐賀県（以下「県」という。）に属する。

（使用者について）

第3条 ロゴの使用者は、次に掲げる者とする。

- （1）県から「九州自然歩道 Web シェルパ事業」に関する業務を受託した者
- （2）その他県が事業普及のために使用を承認した者

（使用上の遵守事項）

第4条 ロゴの使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）規定された色、形状等を正しく使用すること。
- （2）規定された色、形状等を変更して使用する場合は、県へ使用の確認および変更内容の承諾を得ること。
- （3）ロゴを使用した制作物はデザイン見本を県へ提出し、必ず校正を受けること。
- （4）「九州自然歩道 Web シェルパ事業」以外の事業では使用できない。
- （5）県から業務を受託した使用者が本ロゴ又は一部を使用した商標、意匠等の登録出願を行うことはできない。

（権利の侵害）

第5条 ロゴの使用において権利の侵害により、県に損害が生じたときは、県はその損害の賠償を使用者に請求する場合がある。

（事務）

第6条 この規程に関する事務は、佐賀県県民環境部有明海再生・環境課が行う。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行する

■ ロゴ



九州自然歩道 佐賀みち



九州自然歩道 佐賀みち



九州自然歩道 佐賀みち